

2014(平成26)年4月より 産前産後休業期間中の保険料免除がスタートします

Contents

- 【 法 改 正 】 産前産後休業期間中の社会保険料免除について
【 労務コンプライアンス自主点検 】 #21 障害者雇用①

法 改 正 産前産後休業期間中の保険料免除について

2014(平成26)年4月より、次世代育成支援を行うために、産前産後休業を取得した方は、育児休業と同様に保険料免除等を受けることが可能となります。

この制度のポイントは、下記の3つとなります。

1. 産前産後休業期間中の保険料免除

- ①対象者：2014(平成26)年4月30日以降に産前産後休業が終了する方
- ②内 容：産前産後休業期間中(産前42日(多胎妊娠の場合は98日)、産後56日のうち、妊娠又は出産を理由として労務に従事しなかった期間)の保険料が免除されます。
- ③手続き：「産前産後休業取得者申出書」を提出

2. 産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

- ①対象者：2014(平成26)年4月1日以降に産前産後休業が終了する方
- ②内 容：産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、産前産後休業後の3カ月間の報酬をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から標準報酬月額が改定されます。
- ③手続き：「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を提出
※ただし、産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は、上記の届出を提出することが出来ません。

3. 産前産後休業を開始したときの標準報酬月額特例措置の終了

- ①内 容：3歳未満の子の養育期間に係る標準報酬月額の特例措置(年金額の計算時に、下回る前の標準報酬月額を養育期間中の標準報酬月額とみなす。)は、産前産後休業期間中の保険料免除を開始した時に終了となります。

労務コンプライアンス自主点検 #21 障害者雇用①

今回から、障害者雇用制度等について、そのポイント、納付金/調整金にかかる手続き、そして障害者の雇用の促進等に関する法律の改正について、説明させていただきます。

早速ですが、御社の状況に照らし合わせて、下記1から4を確認してみてください。

**Social Insurance Consulting Firm EOS
Firm News Vol.52 February'14**

チェック項目 ○×△

	チェック項目	○×△
1.	現在の障害者雇用率を把握している。	
2.	障害者雇用納付金申告の対象となる事業所の範囲を理解している。	
3.	今回の申告から、申告書の記載方法が変更されたことを理解している。	
4.	納付金申告書、調整金申請書ともに、提出期限は5月15日であることを理解している。	

上記のうち、1つでも「△」又は「×」が付いた場合には、注意が必要です。

今回は、「障害者雇用納付金制度」についての説明させていただきますが、その前提として、障害者雇用率を把握しておく必要がございます。現在の民間企業の障害者雇用率は2.0%となっており、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲は、従業員規模50人以上となっております。

障害者雇用納付金制度については、2010（平成22）年7月1日から常時雇用している労働者数が200人を超え300人以下の中小企業事業主も納付金の申告を行う必要があるなど、当制度の適用対象が拡大され、また、週20時間以上30時間未満の短時間労働者も障害者雇用納付金の申告、障害者雇用調整金等の支給申請の対象となっております。

この制度に基づいて障害者雇用率未達成の事業主は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて、1人につき月額50,000円の障害者雇用納付金を納付しなければなりません。一方、常時雇用している労働者数が200人を超える事業主で障害者雇用率を超えて障害者を雇用している場合は、その超えて雇用している障害者数に応じて、1人につき月額27,000円の障害者雇用調整金が支給されます。また、常時雇用している労働者数が200人以下の事業主で、各月の雇用障害者数の年間合計数が一定数を超えて障害者を雇用している場合は、その一定数を超えて雇用している障害者の人数に21,000円を乗じて得た額の報奨金が支給されます。

次に、本年の申告分からの変更点は、下記の通りとなります。

①納付金申告書等の添付書類に障害者の労働時間の状況を明らかにする事項を記載することになりました。

⇒ 具体的には申告書に添付する「障害者雇用状況報告書Ⅱ」の書式が変更され、障害者の各月の所定労働時間と実労働時間を記載することになりました。

②常時雇用している労働者の数が300人以下である事業主のうち、調整金、奨励金を申請する事業主は、その雇用する障害者の障害の種類及び程度を明らかにする書類並びに当該障害者の労働時間の状況を明らかにする書類を添付することになりました。

⇒ 今年は初年度となるため、対象となる事業所は記入した雇用障害者全員の確認書類を添付。

この障害者雇用納付金の申告及び障害者雇用調整金等の申請期限は、申告・申請内容の年度ごとに翌年度の4月1日から5月15日までとなっております。

本紙に関するお問合せ、人事労務に関するご相談等は、下記までご連絡ください。

社会保険労務士法人 EOS

東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5階

TEL: 03-4577-1849 FAX: 03-4577-1898 E-mail: accounting@epcs.co.jp

<http://www.epcs.co.jp/>

アウトソーシングサービス Web サイト : <http://www.epcsoutsourcing.com/>

Social Insurance Consulting Firm EOS

Firm News Vol.52-2

～ We are always at your side ～